

各介護保険事業者 様

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長

介護保険法に基づき条例及び規則で規定された
指定居宅介護支援等に関する基準について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号，第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び同条第2項の規定により「倉敷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月26日倉敷市条例第010号）」（以下「指定居宅介護支援等条例」という。）及び「倉敷市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年3月26日倉敷市規則第021号）」（以下「指定居宅介護支援等規則」という。）を定め，平成26年4月1日から施行することとしています。その運用に当たっては，次のことに留意し，適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか，「指定居宅介護支援等条例」，「指定居宅介護支援等規則」の運用に当たっては，「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）の運用のために発出された「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日付け老企第22号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し，これを踏まえて指定居宅介護支援事業者は，適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「指定居宅介護支援等条例」，「指定居宅介護支援等規則」において本市独自に盛り込まれた基準等については，市独自に運用上の留意事項を，別紙のとおり定めたので，指定居宅介護支援事業者は，別紙の留意事項を十分に確認の上，適正に事業を運営すること。

(別紙)

第1 指定の要件

(指定居宅介護支援等条例第3条)

指定の申請者は法人でなければならない。

第2 居宅介護支援等

(1) 虐待防止等に係る研修

(指定居宅介護支援等条例第8条第1項)

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(2) 成年後見制度の活用

(指定居宅介護支援等条例第8条第2項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(3) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅介護支援等条例第9条第2項)

提供された居宅介護支援について、常に評価を行わなければならない。その提供する居宅介護支援の質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的に質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にその改善を図りながら、より良い居宅介護支援の提供を行わなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅介護支援等規則第 2 条第 1 項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、指定居宅介護支援の提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅介護支援等規則第 2 1 条第 2 項)

指定居宅介護支援の提供に関する各種の記録については、完結の日から 5 年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、5 年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5 年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第二の 3 (7) , , , , (1 7) 及び (1 8) の「2 年間」は、指定居宅介護支援等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(6) 基準該当居宅介護支援

(指定居宅介護支援等条例第 1 4 条 , 指定居宅介護支援等規則第 2 2 条)

準用の規定により、(1) から (5) までを参照すること。